

## 第116号議案

### 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和8年度において、当せん金付証票を次のとおり発売するものとする。

発売総額110億円以内

令和7年11月26日提出

長崎県知事 大石 賢 吾

（提案理由）

当せん金付証票の発売については、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、その限度額について、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。